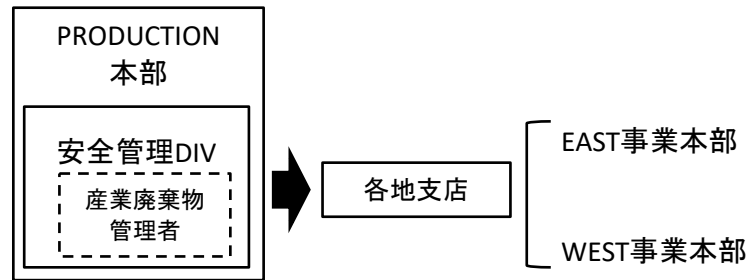


(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和6年 6月 21日 福岡市長 高島 宗一郎 殿 提出者 住 所 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館9F 氏 名 株式会社 船場 代表取締役社長 八嶋 大輔 電話番号 03-6865-1008 報告担当者 XXXXXXXXXX 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 船場
事業場の所在地	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館9F (九州支店：福岡市博多区博多駅前2-6-12)
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	福岡県内物件 元請完成工事高： 2,049,795,050円 (2023年度)
③従業員数	全従業員数 509人 九州支店従業員数：45人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 排出・分別 収集運搬 中間処理 最終処分 再生 委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 大規模商業施設の改装工事等については現場での分別を推進し、混合廃棄物の削減に取り組んでおり、更なる削減に向けて社内体制確立を進めているところである。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ①現場での産業廃棄物の継続的な削減への取組み ・作業手順と施工方法の見直しによる廃棄物の削減 ・分別の推進で排出量削減に努力 ②引き続き既製品の梱包材持ち帰りの推進及び 発注先への簡易包装等の検討依頼		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃石膏ボード、廃プラスチック類の分別、その他、現場ごとの分別の推進で、混合廃棄物の削減に取り組み中である。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 更に混合廃棄物の削減・分別の取組として、委託産廃業者による分別カートの設置体制を検討。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	1470.51 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.21 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	大規模商業施設の改装工事等については現場での分別を推進し、混合廃棄物の削減に取り組んでおり、更なる削減に向けて社内体制確立を進めているところである。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	887.50 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.20 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ①現場での産業廃棄物の継続的な削減への取組み ・作業手順と施工方法の見直しによる廃棄物の削減 ・分別の推進で排出量削減に努力 ②引き続き既製品の梱包材持ち帰りの推進及び 発注先への簡易包装等の検討依頼		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書（第2面～第5面）別紙

単位：トン (t)

[illegible]